２　１時間を超え１時間30分以内の場合　660点
３　１時間30分を超えた場合　840点
Ｄ２１９　ノンストレステスト（一連につき）　200点
Ｄ２２０　呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ
１　１時間以内又は１時間につき　50点
２　３時間を超えた場合（１日につき）
イ　７日以内の場合　150点
ロ　７日を超え14日以内の場合　130点
ハ　14日を超えた場合　50点
注１　心電曲線及び心拍数のいずれも観察した場合に算定する。
２　呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。
３　人工呼吸と同時に行った呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
４　同一の患者につき、区分番号Ｌ００８に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行われた場合における当該検査の費用は、当該麻酔の費用に含まれる。
Ｄ２２１　削除
Ｄ２２１－２　筋肉コンパートメント内圧測定　620点
注　筋肉コンパートメント内圧測定は骨折、外傷性の筋肉内出血、長時間の圧迫又は動脈損傷等により、臨床的に疼痛、皮膚蒼白、脈拍消失、感覚異常及び麻痺を認める等、急性のコンパートメント症候群が疑われる患者に対して、同一部位の診断を行う場合に、測定の回数にかかわらず１回のみ算定する。
Ｄ２２２　経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
１　１時間以内又は１時間につき　100点
２　５時間を超えた場合（１日につき）　600点
Ｄ２２２－２　経皮的酸素ガス分圧測定（１日につき）　100点
Ｄ２２３　経皮的動脈血酸素飽和度測定（１日につき）　30点
注　人工呼吸と同時に行った経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２２３－２　終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定（一連につき）　100点
Ｄ２２４　終末呼気炭酸ガス濃度測定（１日につき）　100点
Ｄ２２５　観血的動脈圧測定（カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。）
１　１時間以内の場合　130点
２　１時間を超えた場合（１日につき）　260点
注　カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
Ｄ２２５－２　非観血的連続血圧測定（１日につき）　100点
注　人工呼吸と同時に行った非観血的連続血圧測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２２５－３　24時間自由行動下血圧測定　200点
Ｄ２２５－４　ヘッドアップティルト試験　980点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ２２６　中心静脈圧測定（１日につき）
１　４回以下の場合　120点
２　５回以上の場合　240点
注　カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
Ｄ２２７　頭蓋内圧持続測定
１　１時間以内又は１時間につき　125点
２　３時間を超えた場合（１日につき）　600点
Ｄ２２８　深部体温計による深部体温測定（１日につき）　100点
Ｄ２２９　前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察（１日につき）　100点
Ｄ２３０　観血的肺動脈圧測定
１　１時間以内又は１時間につき　180点
２　２時間を超えた場合（１日につき）　540点
注１　バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合は、バルーン付肺動脈カテーテル挿入加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
２　カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
Ｄ２３１　人工膵臓検査（一連につき）　5,000点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。
Ｄ２３１－２　皮下連続式グルコース測定（一連につき）　700点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　注１に規定する届出を行った診療所において行われる場合は、６月に２回に限り算定する。
Ｄ２３２　食道内圧測定検査　780点
Ｄ２３３　直腸肛門機能検査
１　１項目行った場合　800点
２　２項目以上行った場合　1,200点
注　直腸肛門機能検査は、患者１人につき月１回に限り算定する。
Ｄ２３４　胃・食道内24時間pH測定　1,300点
（脳波検査等）
通則
区分番号Ｄ２３５からＤ２３７－２までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び区分番号Ｄ２３８に掲げる脳波検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。
Ｄ２３５　脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。）　720点
注１　検査に当たって睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合は、賦活検査加算として、これらの検査の別にかかわらず250点を所定点数に加算する。
２　当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、１回につき70点とする。
Ｄ２３５－２　長期継続頭蓋内脳波検査（１日につき）　500点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、長期継続頭蓋内脳波検査を実施した場合に算定する。
Ｄ２３５－３　長期脳波ビデオ同時記録検査（１日につき）
１　長期脳波ビデオ同時記録検査１　3,500点
２　長期脳波ビデオ同時記録検査２　900点
注　１については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。
Ｄ２３６　脳誘発電位検査（脳波検査を含む。）
１　体性感覚誘発電位　804点
２　視覚誘発電位　804点
３　聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査　804点